

欠格事項に関する申立書

令和 年 月 日

大和市長 あて

所在地

団体名

代表者氏名

印

当社（団体）は、次の指定管理者応募資格の欠格事項のいずれにも該当がありません。
万一、この申立内容に相違していたときには、指定管理者の応募資格がないものとみなされても不服は申し立てません。

《欠格事項》

①単独応募の場合

- ・法律行為を行う能力を有しない者であること。
- ・破産者で復権を得ない者であること。
- ・国税及び地方税等を滞納している者であること。
- ・会社更生法（昭和22年法律第67号）、民事再生法（平成11年法律第225号）により更生又は再生手続きをしている者であること。
- ・地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2、第142条（同法第166条第2項の規定により準用する場合を含む。）又は、第180条の5第6項の規定に抵触する者であること。
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同法施行令第167条の11第1項の規定により準用する場合も含む。）により、市の執行機関における一般競争入札等の参加を制限されている者であること。
- ・大和市一般競争参加停止及び指名停止等措置要領第2条により、市の執行機関における一般競争参加停止及び指名停止の措置を受けている者であること。
- ・地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項により、2年以内に指定管理者の指定の取り消しを受けた者であること。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団若しくはその利益となる活動を行っている者であること又は、法人等の代表者、役員若しくは職員が暴力団等の構成員であること。
- ・大和市暴力団排除条例（平成23年条例第4号）第2条第5項に掲げる暴力団経営支配法人等であること。
- ・2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受け、その後の必要な措置の実施について労働基準監督署に報告をしていない者であること。
- ・その他市長が指定管理者として適当でないとする者であること。

②共同事業体による応募の場合

- ・構成する団体のいずれかが、上記のいずれかに該当する者であること。
- ・応募時に「共同事業体協定書」を提出できない者、又は選定後協定締結時まで代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することができない者であること。